

平成23年4月スタート

和水町の浄化槽整備事業が統一されます！ (町設置型浄化槽設置の制度について)

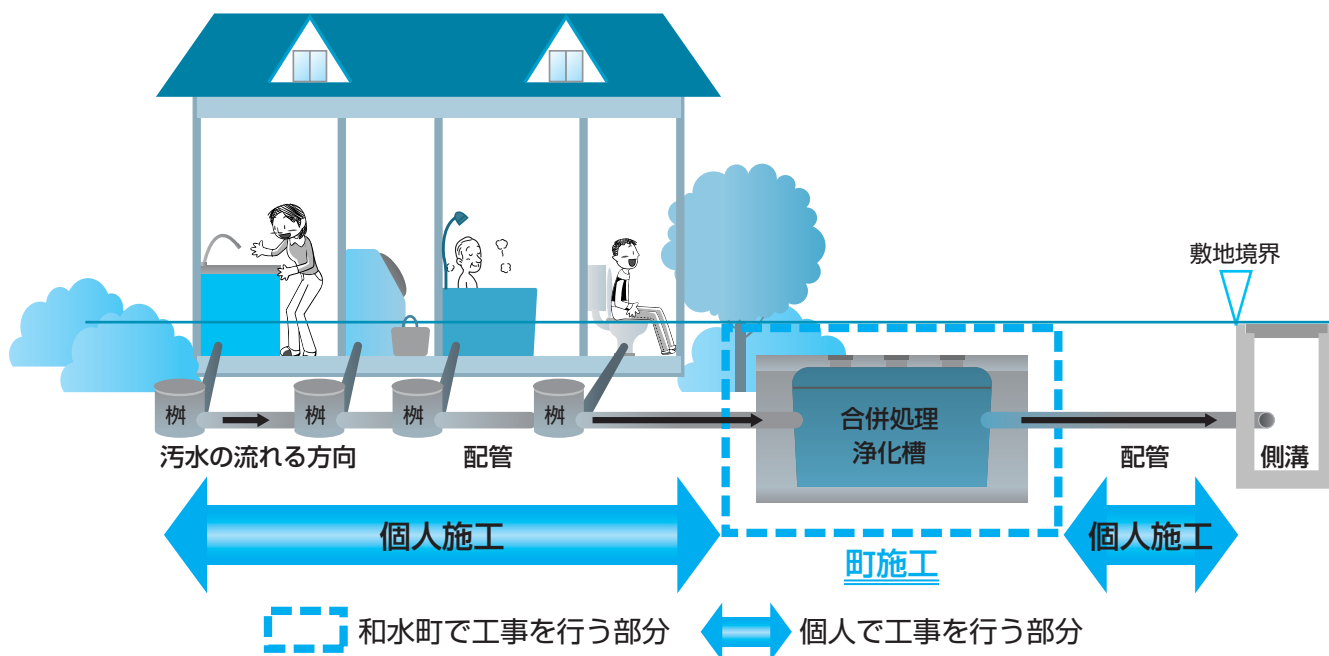
浄化槽整備事業については、三加和地区では、個人設置型、菊水地区では、町設置型と異なり、合併協定により、5年を目途に事業の一本化を図るとされています。そこで、10月に和水町下水道等運営審議会を開き、審議の結果『町設置型で一本化へ』との方向性が示されたことにより、**4月1日(金)から、和水町内全域(下水道区域は除く)の『合併処理浄化槽設置事業を町設置型』に統一することになりました。**

1.町設置型合併処理浄化槽整備事業とは

町が個人の敷地を借りて、合併処理浄化槽を設置し、維持管理を行う事業です。

(設置希望者から分担金をいただいて、町で浄化槽の設置工事を行い、工事が完成した後は、利用者から浄化槽使用料をいただいて、町が浄化槽の維持管理を行います。)

2.工事費の負担区分について



3.分担金および増高負担金について

浄化槽の設置申請を行っていただく場合は、下記の区分により、受益者分担金が必要となります。

分 担 金 ・ 増 高 負 担 金 表

設置浄化槽人槽区分	5人槽	7人槽	10人槽	11人槽～100人槽
受益者分担金	150,000円	150,000円	200,000円	別途計算
増高負担金(駐車場タイプ)	40,000円	45,000円	50,000円	

※事業所や集会施設などは、用途によって人槽算出方法や分担金の額も異なります。

4.合併処理浄化槽が完成し使用開始するためには

「生活雑排水」(台所、風呂、洗濯排水など)を、し尿と併せて合併処理浄化槽で処理することができるように、宅地内の配管を設置してください。

※雨水は合併浄化槽に流すことはできません。

5.使用開始後の維持管理について

町(業者委託)が維持管理を行います。また、維持管理費用(保守点検料・清掃費・法定検査費やプロワの修繕費など)は、左記の(※表1)により浄化槽を使用する人々に、使用料として負担していただきます。

6.町設置型浄化槽設置の申し込みについて(4月1日(金)から受付)

申し込みについては、申請書などの書類が必要になります。

《合併処理浄化槽使用料金表(毎月)》税込

(※表1)

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
月 額	2,100 円	3,150 円	4,200 円	4,720 円	5,250 円	5,770 円	6,300 円

※事業所や集会施設などは別途定めています。

7.既存の浄化槽の維持管理を個人管理から町管理への申し込みについて(4月1日(金)から受付)

申し込みいただければ、個人所有の浄化槽を町へ寄附していただき、以後の維持管理を町が行うこともできます。ただし、いくつかの条件があり、それを満たしている浄化槽のみとなります。

町管理の内容や手続きの仕方などの詳細につきましては、下記担当までお問い合わせください。



海や川が
きれいに
なります。

問い合わせ先

本庁 建設課 ☎0968・86・5726
総合支所 事業課 ☎0968・34・3111(内線722)

地上デジタル放送視聴のための低所得世帯への支援について

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送をまだ視聴できない低所得世帯に対して、支援を行っています。対象となる世帯や支援内容は次のとおりです。

(1) NHK放送受信料が全額免除となっている世帯への支援

〔支援の対象〕

まだ地上デジタル放送に対応できず、①生活保護などの公的扶助を受けている世帯、②障がい者がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の世帯、③社会福祉施設に入所している世帯のいずれかに該当し、NHK放送受信料が全額免除の世帯が対象です。

〔支援の内容〕

地上デジタル放送対応の簡易なチューナー(1台)を無償給付し、対象世帯を訪問してチューナーの設置を行います。アンテナ改修などが必要な場合は無償で工事を行います。

(2) 市町村民税非課税世帯への支援

〔支援の対象〕

まだ地上デジタル放送に対応できず、「世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯」が対象です。(※NHKとの放送受信契約が必要です。)

〔支援の内容〕

地上デジタル放送対応の簡易なチューナー(1台)を無償給付します。また、チューナーの設置方法や操作方法を電話でサポートします。(チューナーの訪問設置、アンテナ改修などは行いません。)

(3) 申込方法などについて

申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付して総務省 地デジチューナー支援実施センターへ送付してください。申込書は、インターネット・電話などで総務省 地デジチューナー支援実施センターからお取り寄せください。身近な公共機関やNHK放送局においてある場合もあります。

問い合わせ先

○支援制度について 総務省 地デジチューナー支援実施センター
NHK放送受信料全額免除世帯への支援 ☎0570・033840
市町村民税非課税世帯への支援 ☎0570・023724

○NHKの放送受信契約、放送受信料免除について NHK ふれあいセンター
NHK放送受信料全額免除について ☎0570・000588
NHKの放送受信契約について ☎0570・077077

○和水町役場 本庁 企画室 ☎0968・86・5721